

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2016-201603

(P2016-201603A)

(43) 公開日 平成28年12月1日(2016.12.1)

(51) Int.Cl.
H04L 12/46 (2006.01)

F I
H04L 12/46 M

テーマコード(参考)
5K033

審査請求 未請求 請求項の数 10 O L (全 13 頁)

(21) 出願番号 特願2015-78796(P2015-78796)
(22) 出願日 平成27年4月7日(2015.4.7)

(71) 出願人 000005234
富士電機株式会社
神奈川県川崎市川崎区田辺新田1番1号
(74) 代理人 100111763
弁理士 松本 隆
(74) 代理人 100163832
弁理士 後藤 直哉
(72) 発明者 飯島 淳一
神奈川県川崎市川崎区田辺新田1番1号
富士電機株式会社内
Fターム(参考) 5K033 AA08 BA02 BA11 CB08 CC01
DB18 DB20 EA02

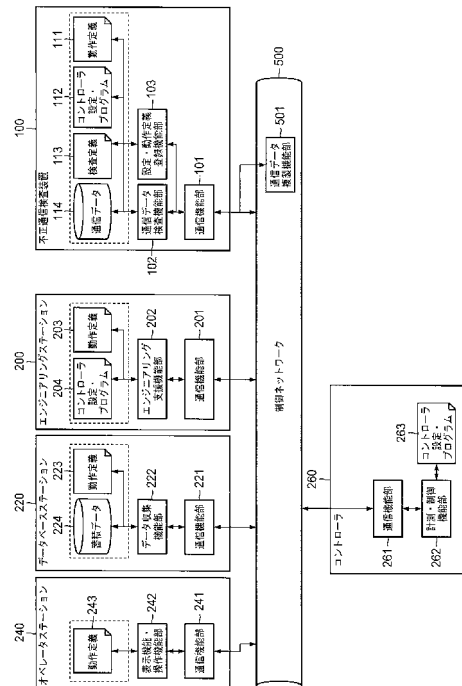
(54) 【発明の名称】 不正通信検査装置および通信システム

(57) 【要約】

【課題】 ネットワークにおいて発生する通信データを正確に検査し、不正な通信を確実に防止する。

【解決手段】 不正通信検査装置100において、設定・動作定義登録機能部103は、制御ネットワーク500を利用して通信を行う装置が従うべき動作定義である動作定義203およびコントローラの設定・プログラム204をエンジニアリングステーション200から通信機能部101等を介して取得し、この動作定義に基づいて、正常な通信データを定義する検査定義113を生成する。通信データ検査機能部102は、制御ネットワーク500から通信機能部101を介して取得した通信データを検査し、検査定義113により定義された通信データのみを許可するとともに、通信機能部101を介して取得した通信データを通信データ114として記録する。

【選択図】 図2



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

ネットワークを利用して通信を行う装置が従うべき動作定義を取得し、前記動作定義に基づいて、正常な通信データを定義する検査定義を生成する検査定義生成手段と、

前記ネットワークから取得した通信データを検査し、前記検査定義により定義された正常な通信データのみを許可する通信データ検査手段と

を具備することを特徴とする不正通信検査装置。

【請求項 2】

前記検査定義における正常な通信データの定義は、前記動作定義における当該通信データを発生させる動作の定義と関連付けられており、前記通信データ検査手段は、検査対象となった通信データに関するデータであって、当該通信データが該当する正常な通信データの定義に関連付けられた動作の定義を示すデータを記録することを特徴とする請求項 1 に記載の不正通信検査装置。

10

【請求項 3】

前記検査定義生成手段は、前記動作定義を取得する前、所定の基本動作に基づいて検査定義を生成することを特徴とする請求項 1 または 2 に記載の不正通信検査装置。

【請求項 4】

前記検査定義生成手段は、正常な通信データの送信元、宛先、特徴を定義した検査定義を生成することを特徴とする請求項 1 ~ 3 のいずれか 1 の請求項に記載の不正通信検査装置。

20

【請求項 5】

前記動作定義は、前記ネットワークを利用した通信を行う装置が実行するプログラムを含み、前記検査定義生成手段は、当該プログラムにおいて定義されたデータを含む前記検査定義を生成することを特徴とする請求項 1 ~ 4 のいずれか 1 の請求項に記載の不正通信検査装置。

【請求項 6】

取得した動作定義および生成した検査定義を記憶する記憶手段を具備し、前記検査定義生成手段は、前記記憶手段における前記動作定義の更新に応じて、前記記憶手段における前記検査定義の更新を行うことを特徴とする請求項 1 ~ 5 のいずれか 1 の請求項に記載の不正通信検査装置。

30

【請求項 7】

ネットワークを利用して通信を行う装置が従うべき動作定義を生成する動作定義生成手段と、

前記動作定義に基づいて、正常な通信データを定義する検査定義を生成する検査定義生成手段と、

前記ネットワークから取得した通信データのうち前記検査定義により定義された通信データのみを許可する不正通信検査手段と

を具備することを特徴とする通信システム。

【請求項 8】

前記動作定義生成手段は、前記ネットワークを利用して通信を行う装置に前記動作定義を取得させるときに、前記動作定義を前記検査定義生成手段に取得させることを特徴とする請求項 7 に記載の通信システム。

40

【請求項 9】

前記検査定義生成手段は、暗号化通信により前記動作定義を取得することを特徴とする請求項 8 に記載の通信システム。

【請求項 10】

前記検査定義生成手段は、記憶媒体を介して前記動作定義を取得することを特徴とする請求項 7 に記載の通信システム。

【発明の詳細な説明】**【技術分野】**

50

【 0 0 0 1 】

この発明は、ネットワークを介した通信を検査する装置に係り、特に制御ネットワークにおいて不正な通信を検査する不正通信検査装置に関する。

【 背景技術 】

【 0 0 0 2 】

従来、ポンプやアクチュエータ等の制御や、センサ値を読み出す計測を行う制御システムでは、ベンダによる専用機と、独自の信号線や通信規格が用いられていた。しかし、近年の利用者の利便性向上やコストダウン、オープン化、情報連携といった要請により、制御システムにおいても機器間のネットワーク通信を情報システムで用いられている Ethernet（登録商標）や TCP/IP、UDP/IP といったプロトコルを採用する事例が増えている。

10

【 0 0 0 3 】

しかしながら、これらの広く採用されているプロトコルを採用すると、悪意のある攻撃者によって制御システムが侵害される可能性が増す。また、制御システムの構成要素として想定されていない情報機器が不意に制御ネットワークに接続されることにより、制御システム全体や制御システムを構成する各装置が意図せぬ挙動を示す危険性がある。

【 0 0 0 4 】

情報システムでは、外部からの攻撃である不正な通信を検査する手段として、パケットフィルタ、ファイアウォールという仕組みが用いられている。これは、基本的には事前に図 9 に例示するような正常な通信の態様、具体的には送信元と宛先を定義し、定義されていない態様の通信を遮断する仕組みである。

20

【 0 0 0 5 】

また、不正な通信を検査する手段として、IDS (Intrusion Detection System: 侵入検査システム)、IPS (Intrusion Prevention System / Intrusion Protection System: 侵入防止システム / 侵入防御システム) という仕組みがある。

【 0 0 0 6 】

IDS は通信の内容を検査するものであり、シグネチャと呼ばれる検査ルールに基づいて通信を判定することで不正な通信を検知する仕組みである。ここで、シグネチャは、コンピュータウイルスや攻撃者の行う通信のパターンを定義した情報である。

30

【 0 0 0 7 】

IPS は、通信に関して IDS と同様な判定を行う仕組みである。ただし、IDS が不正な通信を検知しても管理者などへの通知のみ行うものであるのに対し、IPS は不正な通信を遮断するものである。図 10 は、IDS や IPS において用いられる不正通信の検査ルールを例示するものである。また、図 11 は、IDS や IPS により行われる不正通信の検査の結果を例示するものである。

【 0 0 0 8 】

不正な通信を検査するためには、検査のための検査ルールを如何に正確に作成するかが重要である。不適切な検査ルールは、不正でない通信を誤検出し、また、不正な通信を検出し損なう原因となるからである。そこで、情報システムにおいては、セキュリティベンダ等により特定のウイルスのみ判定するシグネチャ等の作成が行われている。

40

【 先行技術文献 】

【 特許文献 】

【 0 0 0 9 】

【 特許文献 1 】 特許第 5 0 8 8 4 0 3 号

【 発明の概要 】

【 発明が解決しようとする課題 】

【 0 0 1 0 】

しかしながら、制御システムにおいては情報システムと比較して利用される通信が限られている。このため、制御システムには、確実に不正な通信を定義するブラックリスト型

50

ではなく、確実に正常な通信を定義するホワイトリスト型の不正通信の検査が向いている。しかしながら、制御システムの構築者のすべてが通信プロトコルの詳細（利用ポート番号、データフォーマットなど）を把握しているわけではない。また、制御システムの通信プロトコル、特に独自プロトコルや非公開仕様によりシステム構築者も認識していない通信もあり正確なシグネチャを作成することは実際には不可能である。

【0011】

このような背景から、特に制御システムと他のシステムとの境界で不正な通信を検査し、場合によっては遮断する技術が提案されている。例えば特許文献1では、ネットワーク境界にIDSを拡張した通信検出装置を設け、この通信検出装置により不正な通信を検出し、制御システムを保護する。しかし、この特許文献1に開示の技術では、制御ネットワークの内部の機器がウイルスに感染した場合や、不正な機器が制御ネットワークに接続された場合に、これらの機器による脅威から制御ネットワークを守ることができない。

10

【0012】

また、特許文献1に開示された不正通信検査技術では、不正な通信を定義するリストを如何にして作成するかが重要であるが、特許文献1には、このリストの作成方法に関する説明がない。

【0013】

一方、特許文献1では、情報システムへのIPS装置導入時に通常行われることと同様、一定期間の通信データを収集・分析し、正常な通信データを定義する情報を通信許可リストに登録する手法が提案されている。しかし、制御システムにおいては仮に20年連続稼働したとしても一度も発生しないような設備の故障などの際にのみ発生する通信データも存在する。特許文献1に開示の技術を採用した場合、このような発生頻度の著しく低い通信データを定義する情報が通信許可リストに登録されない可能性が高い。しかし、そのような通信許可リストに定義情報が登録されていない通信データが発生した場合には、正常な通信データであるにも拘わらず、不正通信と判定され、通信が遮断される問題が発生する。

20

【0014】

この発明は、以上のような事情に鑑みてなされたものであり、ネットワークにおいて発生する通信データを正確に検査し、不正な通信を確実に防止する技術的手段を提供することを目的とする。

30

【課題を解決するための手段】

【0015】

この発明による不正通信検査装置は、ネットワークを利用して通信を行う装置が従うべき動作定義を取得し、前記動作定義に基づいて、正常な通信データを定義する検査定義を生成する検査定義生成手段と、前記ネットワークから取得した通信データを検査し、前記検査定義により定義された正常な通信データのみを許可する通信データ検査手段とを具備することを特徴とする。

【発明の効果】

【0016】

かかる発明によれば、不正通信検査装置は、ネットワークを経由する通信データのうち正常な通信データを正確に漏れなく定義することが可能となる。従って、不正な通信が行われるのを確実に防止することができる。

40

【図面の簡単な説明】

【0017】

【図1】この発明の一実施形態による不正通信検査装置を含む通信システムの構成を示すブロック図である。

【図2】同実施形態における制御システムの構成を示すブロック図である。

【図3】同実施形態による不正通信検査装置の動作を示すフローチャートである。

【図4】同実施形態におけるコントローラに記憶されたコントローラ設定・プログラムにおいて定義された制御システム内の通信制御に使用される信号とメモリアドレスのリスト

50

である。

【図5】同実施形態におけるオペレータステーションに記憶された動作定義の例を示す図である。

【図6】同実施形態におけるデータベースステーションに記憶された動作定義の例を示す図である。

【図7】同不正通信検査装置に記憶された検査定義の例を示す図である。

【図8】同実施形態における通信データの検査結果を示すデータを例示する図である。

【図9】ファイアウォールにおいて用いられる検査ルールを例示する図である。

【図10】IDSやIPSにおいて用いられる検査ルールを例示する図である。

【図11】IDSやIPSにおいて行われる不正通信の検査の結果を例示する図である。

10

【発明を実施するための形態】

【0018】

以下、図面を参照し、この発明の実施形態について説明する。

図1はこの発明の一実施形態による不正通信検査装置100を含む通信システムの構成を示すブロック図である。図1に示すように、この通信システムは、制御ネットワーク500に接続された制御システム500Sと、情報ネットワーク700に接続された情報システム700Sとを有する。ここで、制御システム500Sと情報システム700Sは、ファイアウォール300などにより隔離されている。

【0019】

情報ネットワーク700には、オフィスパソコン等によるクライアント装置380が接続されている。このクライアント装置380は、インターネットに代表されるネットワーク800を介してWebサーバやメールサーバ等（図示略）と通信を行う。この通信のセキュリティを確保するため、情報ネットワーク700には、IDS装置340やIPS装置360、ファイアウォール400等が接続されている。ここで、ファイアウォール300、IDS装置340、IPS装置360、ファイアウォール400は、自動的または管理者の指示により、セキュリティベンダ等によって運営されるシグネチャ配布サーバ420にネットワーク800を介してアクセスし、このシグネチャ配布サーバ420からシグネチャの配布を受け、シグネチャを随時更新する。

20

【0020】

制御ネットワーク500には、本実施形態による不正通信検査装置100の他に、制御システム500Sを構成するエンジニアリングステーション200、データベースステーション220、オペレータステーション240、コントローラ260が接続されている。これらの各装置は、制御ネットワーク500を介して通信を行う。

30

【0021】

ここで、コントローラ260は、例えばPLC（Programmable Logic Controller）、DCS用コントローラ等である。エンジニアリングステーション200、データベースステーション220、オペレータステーション240は、専用装置またはPC（Personal Computer）である。このエンジニアリングステーション200、データベースステーション220、オペレータステーション240の各々は、一台の専用装置またはPCにより構成される場合があり、また、冗長性を考慮して複数台の専用装置またはPCにより構成される場合もある。また、エンジニアリングステーション200、データベースステーション220、オペレータステーション240は、VPN装置などを經由して互いに離れた場所に設置される場合もある。

40

【0022】

フィールド機器280は、制御および計測対象であり、例えば各種センサやアクチュエータ、モータ、ポンプ、バルブなどが代表的である。

【0023】

コントローラ260は、フィールド機器280を制御し、またはフィールド機器280により計測を行うものである。制御システム500Sの規模や重要度に応じて、一台のコントローラ260が設けられる場合もあり、また、複数台のコントローラ260からなる

50

冗長構成が採られる場合もある。また、異機種のコントローラ 260 からなる同一論理構成のコントローラが用いられる場合もある。また、コントローラ 260 は、専用装置であってもよいし、PC 上で動作するアプリケーションにより実現されるソフトウェア PLC であってもよい。

【0024】

制御システム 500S と情報システム 700S との間には制御情報ネットワーク 600 が介在している。制御ネットワーク 500 および制御情報ネットワーク 600 の両方に接続された装置（例えばオペレータステーション 240、データベースステーション 220）は、制御情報ネットワーク 600 およびファイアウォール 300 を介して、情報ネットワーク 700 に接続された装置（例えばクライアント装置 380）と通信することが可能である。また、制御ネットワーク 500 により接続された制御システム 500S は、制御情報ネットワーク 600 を介して生産管理システム 320 等から生産指示や情報の取得を行う。

10

【0025】

図 2 は、図 1 における制御システム 500S の構成を示すブロック図である。図 2 に示すように、制御システム 500S は、不正通信検査装置 100 と、エンジニアリングステーション 200 と、データベースステーション 220 と、オペレータステーション 240 と、コントローラ 260 とを有する。

【0026】

エンジニアリングステーション 200 は、制御ネットワーク 500 を利用して通信を行う装置が従うべき動作定義を生成する動作定義生成手段である。このエンジニアリングステーション 200 は、制御システム 500S 内の他の装置と通信する手段である通信機能部 201 と、システムの動作定義やコントローラ 260 のプログラムを作成するエンジニアリング支援機能部 202 とを保有する。エンジニアリング支援機能部 202 は、保守画面やトレンド画面といった画面に出す信号の定義や画面の作成、コントローラ 260 のプログラム開発を行う手段であり、エンジニアリング作業の成果として動作定義 203、コントローラ設定・プログラム 204 を作成する。

20

【0027】

データベースステーション 220 は、制御システム 500S 内の他の装置と通信する通信機能部 221 と、制御システム 500S の実績情報などを収集して蓄積データ 224 として蓄積するデータ収集機能部 222 を有する。ここで、データ収集機能部 222 は、エンジニアリングステーション 200 によって生成された動作定義 203 から抽出された動作定義 223 に基づいて動作する。

30

【0028】

オペレータステーション 240 は、制御システム 500S 内の他の装置と通信するための通信機能部 241 と、制御システム 500S の実績情報などを表示し、必要に応じて操作指示を行う表示機能・操作機能部 242 を有する。ここで、表示機能・操作機能部 242 は、エンジニアリングステーション 200 によって生成された動作定義 203 から抽出された動作定義 243 に基づいて動作する。

【0029】

コントローラ 260 は、制御システム 500S 内の他の装置と通信するための通信機能部 261 と、コントローラ設定・プログラム 263 を元に動作し、デジタル信号やアナログ信号の入出力を通じてセンサやアクチュエータの制御を行う計測・制御機能部 262 とを有する。コントローラ設定・プログラム 263 は、エンジニアリングステーション 200 により生成され、通信機能部 261 等（他の手段として、例えば SD カードなどの媒体や USB ケーブルによる接続などがある）によって取得されたコントローラ設定・プログラム 204 である。

40

【0030】

不正通信検査装置 100 は、制御ネットワーク 500 に接続された装置を送信元とする通信データ、制御ネットワーク 500 に接続された装置を宛先とする通信データが正常な

50

通信データであるか否かを検査し、正常な通信データの通信のみを許可する装置である。図2に示すように、不正通信検査装置100は、通信機能部101と、通信データ検査機能部102と、設定・動作定義登録機能部103とを保有する。ここで、通信データ検査機能部102と、設定・動作定義登録機能部103は、不正通信検査装置100を構成するCPUが不揮発性メモリに記憶されたプログラムを実行することにより実現される機能である。

【0031】

通信機能部101は、制御ネットワーク500と直接、または制御ネットワーク500の通信データを複製する通信データ複製機能部501を介して間接的に通信を行う手段である。

10

【0032】

設定・動作定義登録機能部103は、制御ネットワーク500を利用して通信を行う装置が従うべき動作定義である動作定義203およびコントローラの設定・プログラム204をエンジニアリングステーション200から通信機能部101等を介して取得し、この動作定義に基づいて、正常な通信データを定義する検査定義113を生成する検査定義生成手段である。

【0033】

通信データ検査機能部102は、制御ネットワーク500から通信機能部101を介して取得した通信データを検査し、検査定義113により定義された通信データのみを許可するとともに、通信機能部101を介して取得した通信データを通信データ114として記録する通信データ検査手段である。

20

【0034】

次に本実施形態の動作について説明する。

オペレータがエンジニアリングステーション200に対して動作定義111およびコントローラ設定・プログラム112を登録したとする。この場合、エンジニアリングステーション200のエンジニアリング支援機能部202は、通信機能部201により、制御ネットワーク500を介してコントローラ260、データベースステーション220およびオペレータステーション240に動作定義203およびコントローラ設定・プログラム204を配布する。

【0035】

コントローラ260は、エンジニアリングステーション200から配布されたコントローラ設定・プログラム204をコントローラ設定・プログラム263として記憶する。また、データベースステーション220およびオペレータステーション240は、エンジニアリングステーション200から配布された動作定義203から自装置に関する情報を抽出し、動作定義223および243として各々記憶する。

30

【0036】

図4は、コントローラ260に記憶されたコントローラ設定・プログラム263において定義された制御システム500S内の通信制御に使用される信号とメモリアドレスのリストである。図5は、オペレータステーション240に記憶された動作定義243の例である。図6は、データベースステーション220によって記憶された動作定義223の例である。

40

【0037】

エンジニアリングステーション200のエンジニアリング支援機能部202は、コントローラ260、データベースステーション220およびオペレータステーション240に動作定義203およびコントローラ設定・プログラム204を配布する場合に、同時に不正通信検査装置100に対して動作定義203およびコントローラ設定・プログラム204の登録処理を行う。

【0038】

動作定義203およびコントローラ設定・プログラム204として正しい情報を登録するための登録方法としては、次のような方法があり得る。

50

【 0 0 3 9 】

第1の方法では、例えば事前に外部記憶媒体を経由してエンジニアリングステーション200と不正通信検査装置100にそれぞれの公開鍵（公開鍵暗号に基づく電子署名証明書検証用の公開鍵）を交換させておき、この公開鍵を利用した暗号通信によりエンジニアリングステーション200から不正通信検査装置100に動作定義203およびコントローラ設定・プログラム204を送信する。

【 0 0 4 0 】

この第1の方法により自動的に不正通信検査装置100への動作定義203およびコントローラ設定・プログラム204の登録が行われる場合、次のような運用を行ってもよい。すなわち、現場の人間による不正改ざんを防止するため、不正通信検査装置100では、動作定義203およびコントローラ設定・プログラム204の登録後、現場の人間以外の人間の承認が行われるまでの間、登録された動作定義203およびコントローラ設定・プログラム204を反映していないそれまでの検査定義113を用いて検査を継続するのである。

10

【 0 0 4 1 】

第2の方法では、エンジニアリングステーション200に登録画面を表示させ、または不正通信検査装置100にWeb画面を表示させる。そして、例えばエンジニアリングステーション200を操作するオペレータに対して、パスワードや二要素認証等を行い、同オペレータに手でエンジニアリングステーション200から不正通信検査装置100への動作定義203およびコントローラ設定・プログラム204の登録を行わせる。この方法は、システム変更を関係者に意識させることができる利点がある。

20

【 0 0 4 2 】

第3の方法では、不正通信検査装置100に外部記憶媒体のインタフェースを設ける。このインタフェースは、不正通信検査装置100にロックされており、不正通信検査装置100から取り外し不能であることが好ましい。そして、外部記憶媒体に動作定義203およびコントローラ設定・プログラム204を書き込み、この外部記憶媒体内の動作定義203およびコントローラ設定・プログラム204をインタフェース経由で不正通信検査装置100に入力しない限り、検査定義113の更新を行えないように不正通信検査装置100を構成しておくのである。

【 0 0 4 3 】

図3は、不正通信検査装置100の処理の流れを示すフローチャートである。不正通信検査装置100の電源が投入されると、不正通信検査装置100では、設定・動作定義登録機能部103がデータ格納領域内に動作定義111およびコントローラ設定・プログラム112が登録されているかを判定する（ステップS101）。ここで、初期状態では、データ格納領域に動作定義111およびコントローラ設定・プログラム112が登録されていないため、不正通信検査装置100の設定・動作定義登録機能部103は、検査定義113として基本動作を定義する（ステップS103）。この基本動作は、不正通信検査装置100のベンダが事前に定義しておくこともできるが、システムを確実に運用するためには、ステップS103においてすべての通信を不正として取り扱う基本動作を検査定義113として登録することが望ましい。

30

40

【 0 0 4 4 】

検査定義113を定義した後、不正通信検査装置100は、通信データの監視を開始する。さらに詳述すると、不正通信検査装置100において通信データ検査機能部102は、通信機能部101が通信データを受信したか否かを判断する（ステップS106）。この判断結果が「No」である場合、通信データ検査機能部102は、一定時間待機（ステップS107）した後、動作終了指示の有無を確認する（ステップS110）。そして、動作終了指示がない場合、処理はステップS101に戻り、不正通信検査装置100の設定・動作定義登録機能部103が動作定義111およびコントローラ設定・プログラム112の登録の有無を判断する。以下同様であり、不正通信検査装置100は、ステップS103 S106 S107 S110の順に各ステップの処理を繰り返す。

50

【 0 0 4 5 】

ここで、通信機能部 1 0 1 が通信データを受信すると、ステップ S 1 0 6 の判断結果が「 Y e s 」となる。この場合、通信データ検査機能部 1 0 2 が検査定義 1 1 3 に基づいて通信データを検査し、正常な通信か異常な通信かを判定する（ステップ S 1 0 8 ）。そして、通信データ検査機能部 1 0 2 は、通信機能部 1 0 1 が受信した通信データを、その通信データが意味する操作の形式で通信データ 1 1 4 として記録する（ステップ S 1 0 9 ）。このステップ S 1 0 9 の処理が終わると、処理はステップ S 1 1 0 へ進む。

【 0 0 4 6 】

エンジニアリングステーション 2 0 0 から不正通信検査装置 1 0 0 に動作定義 1 1 1 およびコントローラ設定・プログラム 1 1 2 の登録が行われると、ステップ S 1 0 1 の判断結果が「 Y e s 」となる。この場合、不正通信検査装置 1 0 0 の設定・動作定義登録機能部 1 0 3 は、動作定義 1 1 1 およびコントローラ設定・プログラム 1 1 2 がデータ格納領域に最後に書き込まれた日時と、検査定義 1 1 3 が最後に書き込まれた日時とを比較することにより、検査定義 1 1 3 が最新の状態であるか否かを判断する（ステップ S 1 0 2 ）。

10

【 0 0 4 7 】

ここで、動作定義 1 1 1 およびコントローラ設定・プログラム 1 1 2 がデータ格納領域に最後に書き込まれた日時が、検査定義 1 1 3 が最後に書き込まれた日時よりも所定時間以上後の日時である場合、ステップ S 1 0 2 の判断結果は「 N o 」となる。この場合、不正通信検査装置 1 0 0 の設定・動作定義登録機能部 1 0 3 は、データ格納領域内の動作定義 1 1 1 およびコントローラ設定・プログラム 1 1 2 に基づいて、最新の検査定義 1 1 3 を作成し、データ格納領域に格納する（ステップ S 1 0 4 ）。このように本実施形態において検査定義生成手段である設定・動作定義登録機能部 1 0 3 は、データ格納領域内の動作定義 1 1 1 およびコントローラ設定・プログラム 1 1 2 の更新に応じて、検査定義 1 1 3 の更新を行う。このステップ S 1 0 4 の処理が終わると、処理はステップ S 1 0 6 に進む。

20

【 0 0 4 8 】

図 7 は不正通信検査装置 1 0 0 のデータ格納領域に書き込まれた検査定義 1 1 3 の例を示すものである。この検査定義 1 1 3 は、動作定義 1 1 1 およびコントローラ設定・プログラム 1 1 2 を組み合わせた内容となっている。

30

【 0 0 4 9 】

さらに詳述すると、動作定義 1 1 1 のうち例えばオペレータステーション 2 4 0 に関する動作定義（図 5 の動作定義 2 4 3 参照）では、N o . 1 の動作として、1 0 0 m s の動作タイミングでオペレータステーション 2 4 0 がコントローラ 2 6 0 のメモリアドレス % M D 1 . 2 0 0 0 から信号を取得する動作が定義されている。そこで、検査定義 1 1 3 では、図 7 に示すように、この N o . 1 の動作に対応した正常な通信データが定義される。この N o . 1 の動作に対応した正常な通信データの定義では、送信元をオペレータステーション 2 4 0 とし、宛先をコントローラ 2 6 0 とし、メモリアドレス % M D 1 . 2 0 0 0 を使用する通信データが 1 0 0 m s の発生周期で発生する旨が定義される。この通信データの定義において、利用プロトコルである T C P や宛先ポート番号である 1 2 3 4 5 は、コントローラ設定・プログラム 1 1 2 において定義された情報である。図 7 に示す検査定義 1 1 3 では、同様に、オペレータステーション 2 4 0 に関する動作定義（図 5 の動作定義 2 4 3 参照）における N o . 2 ~ N o . 9 の動作に対応した正常な通信データが定義されている。また、図 7 に示す検査定義 1 1 3 では、動作定義 1 1 1 のうちデータベースステーション 2 2 0 に関する動作定義（図 6 の動作定義 2 2 3 参照）の N o . 1 ~ N o . 6 の動作に対応した正常な通信データが、N o . 1 0 ~ N o . 1 5 の正常な通信データとして定義されている。

40

【 0 0 5 0 】

このように本実施形態では、動作定義 1 1 1 およびコントローラ設定・プログラム 1 1 2 に基づいて、制御ネットワーク 5 0 0 において発生する全ての通信データを正確にかつ

50

漏れなく定義した検査定義 1 1 3 が設定・動作定義登録機能部 1 0 3 によって生成される。

【 0 0 5 1 】

また、本実施形態において設定・動作定義登録機能部 1 0 3 は、検査定義 1 1 3 において定義された正常な通信データと、動作定義 1 1 1 において定義された当該通信データを発生させる動作とを関連付ける情報を生成して記憶する。例えば図 7 に示す検査定義 1 1 3 において定義された No. 1 の正常な通信データは、動作定義 1 1 1 のうちオペレータステーション 2 4 0 に関する動作定義（図 5 の動作定義 2 4 3 参照）において定義された No. 1 の動作により発生する。そこで、設定・動作定義登録機能部 1 0 3 は、検査定義 1 1 3 における No. 1 の正常な通信データの定義と、オペレータステーション 2 4 0 に関する動作定義における No. 1 の動作の定義とを関連付ける情報を生成して記憶するのである。

10

【 0 0 5 2 】

図 3 において、ステップ S 1 0 2 の判断結果が「Yes」となる場合、不正通信検査装置 1 0 0 の設定・動作定義登録機能部 1 0 3 は、データ格納領域内の既存の検査定義 1 1 3 を維持する（ステップ S 1 0 5）。このステップ S 1 0 5 の処理が終わると、処理はステップ S 1 0 6 に進む。

【 0 0 5 3 】

次にステップ S 1 0 6 に進むと、上述したように、通信データ検査機能部 1 0 2 は、通信機能部 1 0 1 が通信データを受信したか否かを判断する（ステップ S 1 0 6）。ステップ S 1 0 6 の判断結果が「Yes」となると、通信データ検査機能部 1 0 2 が検査定義 1 1 3 に基づいて通信データを検査し、正常な通信か異常な通信かを判定する（ステップ S 1 0 8）。そして、通信データ検査機能部 1 0 2 は、通信機能部 1 0 1 が受信した通信データを、その通信データが意味する操作の形式で通信データ 1 1 4 としてデータ格納領域に記録する（ステップ S 1 0 9）。

20

【 0 0 5 4 】

図 8 はこの通信データ 1 1 4 の例を示す図である。図 8 に示すように、通信データ 1 1 4 は、通信データ検査機能部 1 0 2 の検査対象となった通信データと、その検査時刻と、検査における判定結果と、判定理由と、通信データが示す操作内容と、通信データそのものであるバイナリデータとからなる。ここで、通信データが検査定義 1 1 3 に定義された正常な通信データのいずれかに該当する場合、判定結果は許可となり、その正常な通信データの番号が判定理由となる。また、通信データが検査定義 1 1 3 に定義された正常な通信データのいずれにも該当しない場合、判定結果は通知となり、判定理由は空欄となる。操作内容は、検査定義 1 1 3 において、検査対象となった通信データが該当する正常な通信データの定義に関連付けられた動作定義を参照することにより生成される情報である。例えば図 8 に示す例において、最上段に示された通信データの判定理由は No. 1 となっている。ここで、検査定義 1 1 3 において、No. 1 の正常な通信データの定義は、オペレータステーション 2 4 0 に関する動作定義（図 5 の動作定義 2 4 3 参照）における No. 1 の動作の定義に関連付けられている。そこで、通信データ検査機能部 1 0 2 は、この No. 1 の動作の定義を参照し、オペレータステーション 2 4 0 からコントローラ 2 6 0 に要求することにより行われるポンプ 1 動作状況取得を操作内容として記録する。

30

40

【 0 0 5 5 】

不正通信検査装置 1 0 0 は、制御システム 5 0 0 S の責任者から与えられる指示に従い、この通信データ 1 1 4 を表示画面に表示し、あるいは印刷装置により印刷することが可能である。

【 0 0 5 6 】

通信データ 1 1 4 の記録（ステップ S 1 0 9）が終わると、処理は、ステップ S 1 1 0 を介してステップ S 1 0 1 に戻る。以下、同様の処理が繰り返される。

【 0 0 5 7 】

以上説明したように、本実施形態による不正通信検査装置 1 0 0 によれば、エンジニア

50

リングステーション 200 の生成する動作定義 203 およびコントローラ設定・プログラム 204 を活用することで、制御ネットワーク 500 において発生し得る正常な通信データの検査ルールである検査定義 113 が生成される。従って、制御ネットワーク 500 において起こりうる通信を正確に識別し、不正な通信を確実に検知することが可能となる。

【0058】

また、本実施形態による不正通信検査装置 100 は、検査定義 113 における正常な通信データの定義と、その正常な通信データを発生させる動作定義とを紐付け可能であるので、各通信データがどのような意図で発生されたかを人および機械が理解可能な形式で記録することが可能となる。この結果、不正な操作指令等に由来する異常な通信データの発生についての原因調査を始めとして、それ以外のシステムの異常時や正常運用時において

10

【0059】

< 他の実施形態 >

以上、この発明の一実施形態について説明したが、この発明には他にも実施形態が考えられる。例えば、以下の通りである。

【0060】

(1) 制御システム 500 S の各装置が記憶する動作定義 111、コントローラ設定・プログラム 112、動作定義 223、動作定義 243、コントローラ設定・プログラム 263 は、各装置が必要とするデータがすべて含まれていればよく、すべて同一ファイルとすることも可能である。

20

【0061】

(2) 上記実施形態において、エンジニアリング支援装置であるエンジニアリングステーション 200 は、ネットワークを利用して通信を行う装置が従うべき動作定義を生成する動作定義生成手段として機能し、不正通信検査装置 100 は、動作定義に基づいて、正常な通信データを定義する検査定義を生成する検査定義生成手段と、ネットワークから取得した通信データのうち検査定義により定義された通信データのみを許可する不正通信検査手段として機能した。このように、検査定義 113 を不正通信検査装置 100 内で生成することは、セキュリティ上望ましいことである。しかし、検査定義生成手段をエンジニアリングステーション 200 に設け、このエンジニアリングステーション 200 の検査定義生成手段が生成した検査定義を不正通信検査装置 100 に登録するようにしてもよい。

30

【0062】

(3) 上記実施形態では、動作定義 111、コントローラ設定・プログラム 112 の存在確認や検査定義 113 の生成を、通信データの検査を行う一連の処理の中で実施した。しかし、不正通信検査装置 100 の処理対象となる通信データ量が多い場合あるいはシステム構成を変更する際は停止する等の運用ポリシーが存在する場合には、動作定義 111、コントローラ設定・プログラム 112 の存在確認や検査定義 113 の生成を定周期で実施してもよいし、起動時のみの実行としてもよい。

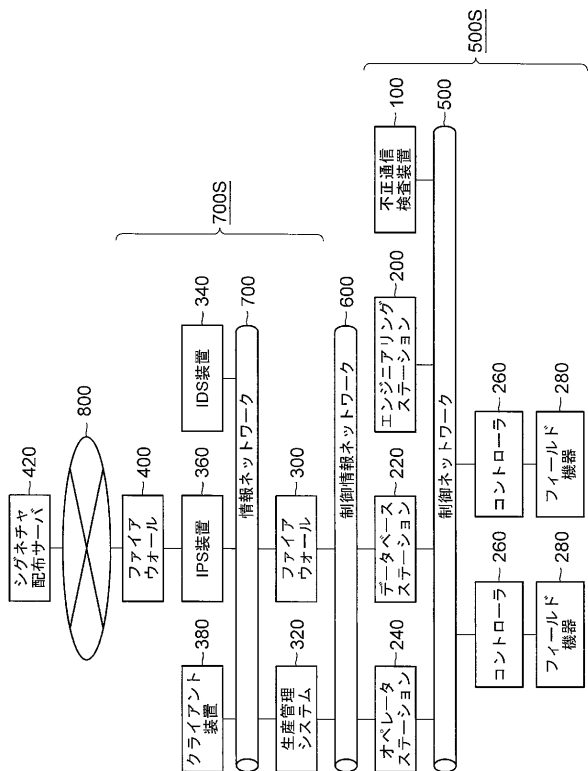
【符号の説明】

【0063】

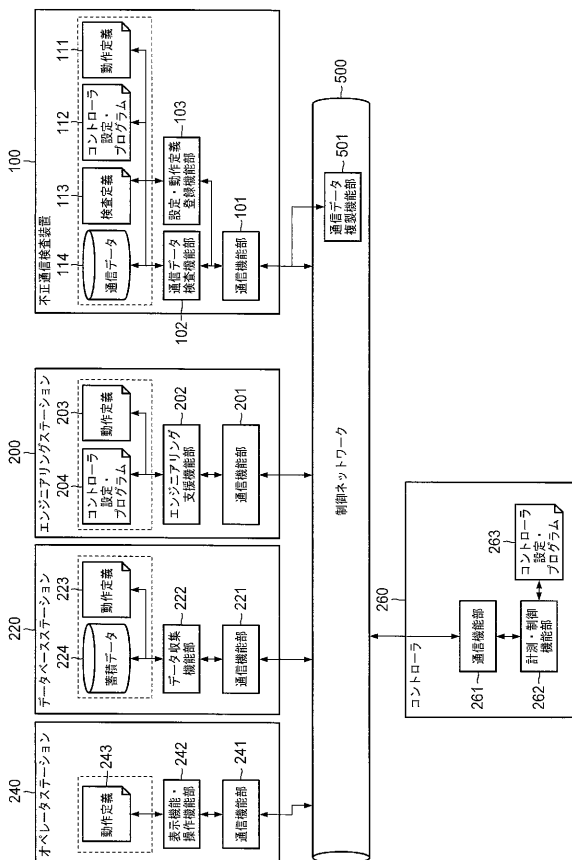
500 ... 制御ネットワーク、500 S ... 制御システム、100 ... 不正通信検査装置、200 ... エンジニアリングステーション、220 ... データベースステーション、240 ... オペレータステーション、260 ... コントローラ、280 ... フィールド機器、111, 203, 223, 243 ... 動作定義、112, 204, 263 ... コントローラ設定・プログラム、103 ... 設定・動作定義登録機能部、102 ... 通信データ検査機能部、101, 201, 221, 241, 261 ... 通信機能部、114 ... 通信データ、202 ... エンジニアリング支援機能部、222 ... データ収集機能部、224 ... 蓄積データ、242 ... 表示機能・操作機能部、262 ... 計測・制御機能部、501 ... 通信データ複製機能部。

40

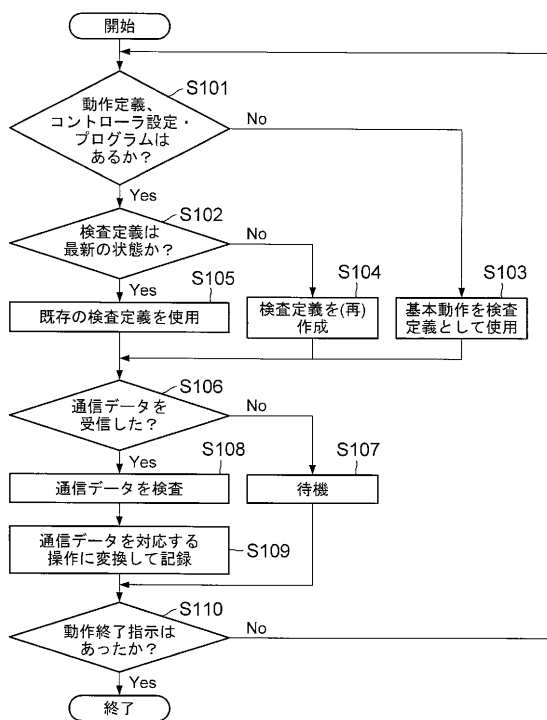
【図1】



【図2】



【図3】



【図4】

No.	タグ名	型	範囲	信号名称	メモリアドレス
1	POMP1	DINT	0, 1	ポンプ1動作	%MD1.2000
2	POMP2	DINT	0, 1	ポンプ2動作	%MD1.2002
3	POMP1_I	DINT	0-10000	ポンプ1電流	%MD1.2004
4	POMP1_V	DINT	0-10000	ポンプ1電圧	%MD1.2006
5	POMP2_I	DINT	0-10000	ポンプ2電流	%MD1.2008
6	POMP2_V	DINT	0-10000	ポンプ2電圧	%MD1.2010

【図5】

取得先	取得先型式	取得先IPアドレス
データベースステーション	OS-1000	192.168.0.21
コントローラ	CS-7200	192.168.0.31

No.	動作	取得先	動作タイミング	タグ名	型	範囲	メモリアドレス
1	取得	コントローラ	100ms	POMP1	DINT	0, 1	%MD1.2000
2	取得	コントローラ	100ms	POMP2	DINT	0, 1	%MD1.2002
3	取得	コントローラ	100ms	POMP1_I	DINT	0-10000	%MD1.2004
4	取得	コントローラ	100ms	POMP1_V	DINT	0-10000	%MD1.2006
5	取得	コントローラ	100ms	POMP2_I	DINT	0-10000	%MD1.2008
6	取得	コントローラ	100ms	POMP2_V	DINT	0-10000	%MD1.2010
7	変更	コントローラ	任意	POMP1	DINT	0, 1	%MD1.2000
8	変更	コントローラ	任意	POMP2	DINT	0, 1	%MD1.2002
9	取得	データベースステーション	任意	POMP3	DINT	0, 1	不変

【図6】

取得先	取得先型式	取得先IPアドレス
コントローラ	CS-7200	192.168.0.31

No.	動作	取得先	動作タイミング	タグ名	型	範囲	メモリアドレス
1	取得	コントローラ	100ms	POMP1	DINT	0, 1	%MD1.2000
2	取得	コントローラ	100ms	POMP2	DINT	0, 1	%MD1.2002
3	取得	コントローラ	100ms	POMP1_I	DINT	0-10000	%MD1.2004
4	取得	コントローラ	100ms	POMP1_V	DINT	0-10000	%MD1.2006
5	取得	コントローラ	100ms	POMP2_I	DINT	0-10000	%MD1.2008
6	取得	コントローラ	100ms	POMP2_V	DINT	0-10000	%MD1.2010

【 図 7 】

113

No.	動作	利用プロトコル	送信元	送信元ポート番号	宛先	宛先ポート番号	発生時期	検査データパターン	取得情報
1	許可	TCP	オペレータステーション	任意	コントローラ	12345	100ms	コントローラ用制御プロトコルで、メモリアドレス [%MDI:2000] の取得指示	
6	許可	TCP	オペレータステーション	任意	コントローラ	12346	100ms	コントローラ用制御プロトコルで、メモリアドレス [%MDI:2000] の取得指示	
7	許可	TCP	オペレータステーション	任意	コントローラ	12345	任意	コントローラ用制御プロトコルで、メモリアドレス [%MDI:2000] の変更指示	
8	許可	TCP	オペレータステーション	任意	コントローラ	12345	任意	コントローラ用制御プロトコルで、メモリアドレス [%MDI:2000] の変更指示	
9	許可	TCP	オペレータステーション	任意	データベースステーション	24424	任意	データベースステーションに対する、タプル名 [POM03] の取得指示	
10	許可	TCP	オペレータステーション	任意	コントローラ	12345	100ms	コントローラ用制御プロトコルで、メモリアドレス [%MDI:2000] の取得指示	
15	許可	TCP	データベースステーション	任意	コントローラ	12345	100ms	コントローラ用制御プロトコルで、メモリアドレス [%MDI:2000] の取得指示	
16	許可	UDP	コントローラ	任意	プロトキヤスト	5555	任意	コントローラの緊急アラーム通報プロトコルで、緊急バイトが (0x00AA0000) のもの	
—	説明	任意	任意	任意	任意	任意	任意	上記以外	

【 図 8 】

114

時刻	判定結果	判定理由	操作内容	データ
2014/08/02 00:00:00	許可	No.1	オペレータステーションからの ボンプ1動作状況取得	(バケットのバイナリデータすべて)
2014/08/02 00:00:00	許可	No.2	オペレータステーションからの ボンプ2動作状況取得	(バケットのバイナリデータすべて)
2014/08/02 00:00:00	許可	No.6	オペレータステーションからの ボンプ2電圧取得	(バケットのバイナリデータすべて)
2014/08/02 00:00:00	許可	No.1	オペレータステーションからの ボンプ1動作状況取得	(バケットのバイナリデータすべて)
2014/08/02 00:00:01	許可	No.7	オペレータステーションからの ボンプ1動作状況変更	(バケットのバイナリデータすべて)
2014/08/02 00:00:01	通知	—	データベースステーションからの ボンプ1動作状況変更	(バケットのバイナリデータすべて)
2014/08/02 00:00:12	許可	NO.16	コントローラからの緊急アラーム通知【機器動作異常】	(バケットのバイナリデータすべて)

【 図 9 】

No.	動作	利用プロトコル	送信元IPアドレス	送信元ポート番号	宛先IPアドレス	宛先ポート番号
1	許可	TCP	192.168.0.20	任意	192.168.0.31	12345

【 図 10 】

No.	動作	利用プロトコル	送信元IPアドレス	送信元ポート番号	宛先IPアドレス	宛先ポート番号	検査データパターン
1	遮断	TCP	任意	任意	任意	12345	先頭の4バイトが「AAAA」で、その後の4バイトが「0000FFFF」のデータ
2	遮断	TCP	任意	任意	任意	12345	先頭の4バイトが「AAAA」で、その後の4バイトが「0000FFFF」のデータ
3	通知	任意	任意	任意	任意	任意	データの最初の4バイト以上のデータ
—	許可	任意	任意	任意	任意	任意	上記以外

【 図 11 】

時刻	判定結果	判定理由	データ
2014/08/01 00:00:00	遮断	No.1	(バケットのバイナリデータすべて)
2014/08/01 00:00:01	遮断	No.2	(バケットのバイナリデータすべて)
2014/08/01 00:00:02	通知	No.3	(バケットのバイナリデータすべて)
2014/08/01 00:00:03	通知	No.3	(バケットのバイナリデータすべて)
2014/08/01 00:00:04	遮断	NO.4	(バケットのバイナリデータすべて)
...